承認番号　12―26Ｐ―0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立大学法人　東北大学 学長　里見　　進 宮城県仙台市青葉区片平２－１－１
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	紫外線ＵＶＢ抵抗性イネ（*OsPHR, Oryza sativa* L.）（Ｓ－Ｃ）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：宮城県大崎市鳴子温泉大口字蓬田232－３ 名　　称：東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター・隔離ほ場 使用期間：承認日から平成28年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　隔離ほ場施設（東西約56m×南北約95m）内の砂質水田（東西25m×南北20m）を使用する。本隔離ほ場の排水に関しては、排水溝がほ場の四隅に設置され、排水ため池に循環される設備となっている。なお、排水路を通して循環される水の一部は、川渡地区の土壌が火山灰土壌であるため排水性が良いため、結果として浸透するが、種子の隔離ほ場外への流出はない。また、二重の安全のために、隔離ほ場の周囲（フェンスの内側）に、高さ30㎝の堤防を築き、時間雨量300㎜程度でも、種子が隔離ほ場外に流れることはない設計となっている。 ⑵　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場全体の外側に、メッシュフェンス（高さ185㎝の５㎝メッシュのフェンスを50㎝四方のブロック塊支柱に埋め込む）を設置している。 ⑶　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げている。 ⑷　花粉の飛散を防止するために、隔離ほ場の周囲は高さ20m以上の樹木（防風林）で覆われている。また、花粉の飛散又は小動物による種子の隔離ほ場外への流出を防ぐために、出穂期の２週間前から収穫時までは、防雀網（20㎜メッシュ）を設置する。 ⑸　使用した機械、器具、靴等に付着した土を洗浄するための洗場を設置しているとともに、本遺伝子組換えイネの隔離ほ場外への漏出を防止するために、周囲にフェンス、堤防（高さ30㎝）を設置している。 ⑹　本隔離ほ場は、最も近い一般農家水田からおよそ400m、また東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センターの最も近い実験ほ場（水田）からおよそ250m離れた場所に位置する。 ⑺　本遺伝子組換えイネ及び非組換えイネ・ササニシキは、５月下旬に隔離ほ場（砂質水田）に移植を行う。出穂期及び収穫期は年ごとの天候に大きく左右されるが、出穂期は８月上旬、収穫期は９月下旬～10月上旬が想定される。 ２　隔離ほ場の作業要領 ⑴　隔離ほ場への移植を予定している本遺伝子組換えイネの種子の吸水、滅菌処理及び育苗に係る作業は、すべて東北大学大学院生命科学研究科（仙台市青葉区片平２－１－１）内の承認されたＰ１Ｐ実験室及びＰ１Ｐ対応閉鎖系環境調節実験室内で行う。その後、当該イネを密閉した容器に詰め、「遺伝子組換えイネ運搬中」と記載した紙を貼り、片平キャンパスから隔離ほ場のある東北大学大学院農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター・隔離ほ場へ運搬する。搬送後、施設の環境に慣らすために、隔離ほ場内に設置されている特定網室に移し、移植時まで栽培を行う。 ⑵　本遺伝子組換えイネ及び比較対象のイネ以外の交配可能な植物が隔離ほ場内の栽培実験区画で生育することを最小限に抑える。 ⑶　本遺伝子組換えイネを隔離ほ場外に運搬する場合は、当該イネが漏出しないような構造の容器等に納めてから運搬する。また、本遺伝子組換えイネを保管する場合には、当該イネが漏出しないような構造の容器内に納め、保管する。 ⑷　隔離ほ場内の栽培実験区画で栽培したイネの残さ及び発生した植物は、試験終了後速やかに隔離ほ場内にすき込むことにより確実に不活化する。種子は漏出しないような構造の容器に納め、オートクレーブにより不活化する。 ⑸　隔離ほ場で使用した機械、器具又は隔離ほ場で作業した者の靴等は、作業終了後隔離ほ場内で洗浄し、隔離ほ場内の植物残さ、土等を外に持ち出さない等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場外に持ち出されることを防止する。 ⑹　隔離ほ場の設備が本来有する機能を発揮するよう維持及び管理を行う。 ⑺　⑴から⑹までに掲げる事項を、使用等をする者に遵守させる。 ⑻　使用する本遺伝子組換えイネによる生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画に基づき、速やかに対処する。

○厚生労働省
環境省
経済産業省告示第１号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第二号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を次のように定める。なお、平成二十四年厚生労働省経済産業省環境省告示第二号は廃止する。

平成二十五年三月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃